

定 款

株式会社テレビ朝日ホールディングス

昭和32年 9 月 27 日	作成	平成27年 6 月 26 日	変更
昭和32年 9 月 27 日	認証	令和元年 6 月 27 日	変更
昭和32年 10 月 10 日	承認	令和 4 年 6 月 29 日	変更
昭和33年 5 月 30 日	変更	令和 5 年 6 月 29 日	変更
昭和33年 11 月 27 日	変更	令和 6 年 6 月 27 日	変更
昭和40年 3 月 31 日	変更		
昭和40年 5 月 31 日	変更		
昭和47年 12 月 29 日	変更		
昭和49年 11 月 29 日	変更		
昭和51年 6 月 29 日	変更		
昭和52年 4 月 1 日	変更		
昭和57年 6 月 29 日	変更		
昭和60年 12 月 5 日	変更		
平成 6 年 6 月 29 日	変更		
平成10年 2 月 25 日	変更		
平成10年 6 月 29 日	変更		
平成12年 6 月 29 日	変更		
平成13年 6 月 28 日	変更		
平成14年 6 月 27 日	変更		
平成15年 6 月 27 日	変更		
平成16年 6 月 29 日	変更		
平成17年 6 月 29 日	変更		
平成18年 6 月 28 日	変更		
平成19年 6 月 27 日	変更		
平成21年 6 月 25 日	変更		
平成22年 6 月 29 日	変更		
平成23年 6 月 28 日	変更		
平成24年 6 月 28 日	変更		
平成24年 10 月 1 日	変更 (附則削除)		
平成25年 12 月 17 日	変更		
平成26年 4 月 1 日	変更 (附則削除)		

株式会社テレビ朝日ホールディングス定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、株式会社テレビ朝日ホールディングスと称し、英文ではTV Asahi Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、認定放送持株会社として、次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 放送法による基幹放送事業および一般放送事業
2. 放送番組、録画物、録音物および映画の制作、販売ならびにその輸出入に関する事業
3. 出版物の刊行ならびに販売
4. 電子機器、情報通信機器、記憶媒体およびコンピュータのソフトウェアの販売ならびにその利用技術の開発、指導
5. 劇場等の経営ならびに一般物品販売に関する事業
6. 放送、通信を利用した通信販売およびその斡旋業ならびにその企画
7. 不動産、設備、機器および車両の販売および賃貸
8. 不動産の仲介ならびに管理
9. 貸スタジオ、スポーツ施設、美術・工芸品等の展示会場、喫茶店および駐車場の経営
10. カルチャーセンターの経営
11. アナウンサー、リポーター、声優、放送作家、コピーライターおよびタレントの養成ならびにマネジメント
12. 芸能、スポーツ、音楽、演劇、映画、美術、科学、文化公演等催物の企画、制作、興行、販売ならびに仲介
13. 著作権、著作隣接権、工業所有権およびその他の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾およびこれらにかかる一切の管理業務

14. 著作物、標章等を複製、使用した録音・録画テープ、ビデオディスク等の記録媒体、日用品雑貨、スポーツ用品、装身具、家庭電気製品、衣類、家具、飲食物の企画、販売および斡旋
15. 電気通信事業法による電気通信事業
16. コンピュータによる情報処理ならびに情報提供に関する業務
17. インターネット等におけるコンテンツ企画、制作、配信ならびに販売
18. 先端コンテンツビジネスの企画、開発
19. 映像、音声、文字等による各種ソフトの企画、制作、複製および販売ならびにこれらソフトの放送・通信等情報サービスの提供
20. 放送、通信、映画等に関する顧客の開拓、管理および市場調査等の情報分析、販売
21. 放送、通信、新聞、雑誌等の広告代理業
22. ビルメンテナンス業
23. 建築工事、土木工事、機器装置の設置工事、そのほか建設工事全般に関する企画、マネジメントおよびコンサルティング
24. 娯楽施設の経営およびコンサルティング
25. 旅行業法に基づく旅行業および旅行代理店業、ならびに宿泊施設の経営およびコンサルティング
26. 飲食店等の経営およびコンサルティング
27. 倉庫業
28. 労働者派遣事業
29. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
30. 使用済み資材を使用または加工した作品の制作、販売、展示およびレンタル
31. 前各号に付帯する一切の事業

② 本社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 本社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 本社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 本社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する朝日新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、300,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 9 条 本会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(外国人等の株主名簿への記載または記録の制限)

第10条 本会社は、次の各号のいずれかに掲げる者から、その氏名および住所等を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより、次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が、総株主の議決権の5分の1以上を占めることになるときは、その氏名および住所等を株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。

1. 日本の国籍を有しない人
 2. 外国政府またはその代表者
 3. 外国の法人または団体
 4. 上記1.ないし3.の各号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体
- ② 本会社は、法令の定めに従い、前項各号に掲げる者が有する株式について、株主名簿への記載もしくは記録の制限または議決権の制限を行うことができるものとする。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 本会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(開催、招集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、東京都の特別区内で招集する。

- ② 前項の規定にかかわらず、本会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会で定める取締役が招集し、その議長となる。

- ② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(普通決議の要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 本会社は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20名以内とする。

- ② 本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
- ③ 監査等委員である取締役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(選任・解任)

第19条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ③ 取締役の解任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役の残任期間とする。
- ③ 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のなかから代表取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長およびその他の役付取締役を定めることができる。

(相談役および顧問)

第22条 取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会で定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)が招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。
- ④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ⑤ 取締役会に関する事項は、本定款のほか取締役会の定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 取締役会は、その決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(決議の要件)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

(責任限定契約)

第27条 本会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い金額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。
- ③ 監査等委員会に関する事項は、本定款のほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(決議の要件)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第33条 本会社の期末配当は、次の各号に掲げる者に対して行うことができる。

1. 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者
 2. 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年3月31日の株主のうちその有する株式の全部または一部について本定款第10条第2項の規定により株主名簿に記載もしくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者
- ② 本会社の中間配当は、次の各号に掲げる者に対して行うことができる。
1. 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者
 2. 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年9月30日の株主のうちその有する株式の全部または一部について本定款第10条第2項の規定により株主名簿に記載もしくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて、次の各号に掲げる者に対して剰余金の配当をすることができる。
1. 基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者
 2. 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された基準日の株主のうちその有する株式の全部または一部について本定款第10条第2項の規定により株主名簿に記載もしくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社は、その支払の義務を免れる。

(附則)

定款第33条の変更は、2024年9月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、同条の効力発生をもってこれを削除する。

